③　申込受付期間　平成23年７月19日（火）から８月２日（火）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。
なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年８月２日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
⑵　インターネットによる申込みの場合
①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
なお、受験申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。
②　申込受付期間　平成23年７月19日（火）９時から７月26日（火）17時まで。
なお、申込みは、７月26日（火）17時までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
10　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。
⑵　受験申込用紙の請求を郵便により行う場合には、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。
⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成 23 年度刑務官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
平成 23 年６月 15 日　　人事院事務総長　吉田　耕三
1　試験の名称　平成23年度刑務官採用試験
2　試験の区分　刑務Ａ及び刑務Ｂ
3　地域試験　それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

地域試験	地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲）
刑務Ａ北海道地域 刑務Ｂ北海道地域	北海道
刑務Ａ東北地域 刑務Ｂ東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
刑務Ａ関東甲信越静地域 刑務Ｂ関東甲信越静地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
刑務Ａ東海北陸地域 刑務Ｂ東海北陸地域	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
刑務Ａ近畿地域 刑務Ｂ近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
刑務Ａ中国地域 刑務Ｂ中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
刑務Ａ四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
刑務Ａ九州地域 刑務Ｂ九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
刑務Ａ沖縄地域	沖縄県

なお、刑務Ｂ区分の四国及び沖縄地域の地域試験は行わない。
4　対象官職　公安職俸給表㈠１級に属する職員の占める係員の官職のうち、刑務官の官職
5　給与　この試験に合格し、採用された者には、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として公安職俸給表㈠１級３号俸の俸給月額（161,500円）が支給される。
なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。
6　受験資格
刑務Ａ　昭和57年４月２日から平成６年４月１日までに生まれた男子
刑務Ｂ　昭和57年４月２日から平成６年４月１日までに生まれた女子
ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。
7　第１次試験
⑴　試験種目　教養試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、教養試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）
⑵　試験の実施日　平成23年９月18日（日）
⑶　試験地　次表に掲げる全都市

地域試験	第１次試験地
刑務Ａ北海道地域 刑務Ａ東北地域 刑務Ａ関東甲信越静地域 刑務Ａ東海北陸地域 刑務Ａ近畿地域 刑務Ａ中国地域 刑務Ａ四国地域 刑務Ａ九州地域 刑務Ａ沖縄地域 刑務Ｂ北海道地域 刑務Ｂ東北地域 刑務Ｂ関東甲信越静地域 刑務Ｂ東海北陸地域 刑務Ｂ近畿地域 刑務Ｂ中国地域 刑務Ｂ九州地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、宇都宮市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、岐阜市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市、京都市、堺市、明石市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。